

南砺市訪問看護ステーション（重要事項説明書）

1 目的

南砺市訪問看護ステーションは、訪問看護事業の実施により、総合的な看護の支援体制を確立し、在宅における療養生活の支援とその心身の機能の保持及び回復を図ることを目的とします。

2 運営方針

- 1)訪問看護事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 2)高齢者などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した家庭療養が継続できるように支援いたします。

3 事業者・事業所概要

事業者・事業所名称	南砺市訪問看護ステーション
代表者氏名	南砺市長 田中 幹夫
事業所の住所	富山県南砺市井波938番地
連絡先	電話 : 0763-82-7775 (井波) FAX : 0763-82-7776

出張所の名称	南砺市訪問看護ステーション福光サテライト
連絡先	電話 : 0763-52-9595 (福光) FAX : 0763-53-2252

4 職員体制

職種	常勤		非常勤	備考
	専従	兼務		
所長（管理者）		1		訪問看護師兼務
訪問看護師	12	1	2	所長兼務1名
理学療法士	3			
作業療法士	3			
言語聴覚士	2			
事務員	2		1	

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 土日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※緊急訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

6 ご利用できる方

1) 南砺市全域、砺波市庄川町

砺波市その他地域及び小矢部市は応相談となります。

2) 医療保険に加入されている方で、次に該当し、かつ主治医から訪問看護が必要であると認められた人です。

(1) 40歳未満の者

(2) 40歳以上65歳未満の15特定疾病患者以外の者

(3) 40歳以上の15特定疾病患者又は65歳以上の者であって、要介護者・要支援者でない方。また、要介護者等であっても、末期の悪性腫瘍の方や難病認定等を受けておられる方の場合。

7 必要な書類について

1) 訪問看護指示書 (主治医に御相談ください)

2) 訪問看護申請書 (当ステーションに有ります)

3) 口座振替依頼書 (当ステーションに有ります)

4) 健康保険証 (該当の方は後期高齢者医療被保険者証)

5) 高齢受給者証 (該当の方 70歳～74歳)

6) 健康手帳 (該当の方)

7) 障害者手帳 (該当の方)

8 ご利用回数

医療保険で受けられる方は、週に3回までです。

尚、特定疾患の方や主治医が特別に必要と認めた場合は、この限りではありません。

9 指定訪問看護サービスの内容

1) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による訪問看護指示書が必要で、指示書の内容に従います。

2) 訪問看護計画書の作成には、利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるため、看護職員の代わりにさせる訪問であることを説明し同意を得ます。

3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるサービスを提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は看護職員等と連携し作成します。

4) 主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については書面により提出します。

5) 必要に応じて保険医療福祉サービスと連携します。

6) 訪問看護サービスの内容は下記のとおりです。

○ 身体状況や病状の観察、健康管理

○ 栄養、清潔、排泄のお世話

○ 褥瘡の予防、処置

○ 認知症の方への看護

- 在宅療養に関する相談や助言
- 医師の指示による医療処置や医療機器の管理
- 終末期を自宅で過ごせる支援
- 機能訓練などのリハビリテーション
- 筋力の維持向上、転倒予防
- 食べることの支援、低栄養の予防
- かむ・飲み込むことの機能向上

7) 訪問看護に関する書類は完結の日から5年間保管します。

10 ご利用料金

ご利用料金については、別紙を参照してください。随時、報酬改定に伴う料金の変更がありましたらお知らせ致します。

11 ご利用料金のお支払いについて

- ご利用料金のお支払いは金融機関口座引き落としとさせていただきます。
- 口座引き落としは、利用月の翌月25日です。
- 口座引き落とし後、領収書を発行いたします。

12 緊急時の対応について

- 1) 訪問時、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて臨時に応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め必要な処置を行います。
- 2) 安心して在宅生活をしていただくために、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。
相談内容により、必要時訪問いたします。(但し、基本利用料が必要となります。営業時間外の場合は時間外利用料が加算されます。) ご利用に際しては、別途利用料(料金表参照)が必要となります。

13 個人情報保護と秘密の保持

- 1) 訪問看護を提供するうえで知り得た利用者やその家族の秘密は守ります。退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2) サービス事業者間で行われる会議等においては、必要な情報のみ提供させていただく場合がありますが、予め同意を得て行います。
- 3) 個人情報の保護の重要性を認識し、訪問看護提供の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。
- 4) 利用者又はその家族の個人情報を取扱うに当たっては、利用者又はその家族に対してその目的を明確にするとともに、個人情報の取扱いに関して同意を得ることとします。また相談窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。

14 市への情報提供について

訪問看護ステーションが、利用者の居住する市に対して訪問看護に関する情報を提供することにより、市の実施する保険福祉サービス及び、保健所等の実施するサービス

との連携を強化し、総合的な在宅療養を推進することができます。
情報の提供は利用者、または家族等の同意を得て行うこととなっています。

15 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

16 苦情処理の体制

1)利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

【事業者の窓口】 南砺市訪問看護ステーション (相談窓口)	住所	南砺市井波938番地
	電話番号	0763-82-7775
	FAX	0763-82-7776
	担当者	吉田 裕美子
	相談時間	午前8時30分から午後5時15分まで

尚、苦情・相談等は、営業時間内にステーションにおいていただくか、上記までお気軽にご連絡ください。

17 虐待防止について

- 1) 利用者の人権擁護、尊厳の保持という基本的な考えのもと虐待は決して行いません。
- 2) 虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ速やかに市や管轄の地域包括支援センターに報告します。
- 3) 虐待防止の為の指針を整備するとともに虐待防止担当者を配置し、利用者の権利擁護およびサービスの適正化に向けた職員研修等を実施します。

18 身体拘束について

身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、以下の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は、解除に努め適切に記録します。

- (1) 切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

19 ハラスメント対策

- 1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。